

「睡眠障害」標榜可能化を機に

— 耳鼻咽喉科睡眠認定医制度へのご参画のお願い —

日本口腔・咽頭科学会会員ならびに耳鼻咽喉科・頭頸部外科に従事される先生方へ

平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび厚生労働省より、医療法施行令の改正により、内科等と組み合わせて広告することができる疾病又は病態として「睡眠障害」を追加する旨が公表されました(令和 8 年 5 月 26 日報道発表、令和 8 年 5 月 29 日公布、6 月 1 日施行)。これにより、「耳鼻いんこう科(睡眠障害)」のような標榜が制度上可能となり、耳鼻咽喉科領域における睡眠医療が、社会に対して一層明確に位置づけられることとなります。これは、長年にわたり睡眠障害の診療・研究・教育に尽力してこられた多くの先生方の努力が結実したものであり、関係各位に深く敬意を表します。

睡眠関連呼吸障害(sleep related breathing disorders)、とりわけ閉塞性睡眠時無呼吸は、上気道形態の評価、扁桃・アデノイド・鼻腔病変への対応、外科的治療の適応判断、CPAP や口腔内装置との連携など、耳鼻咽喉科医がその専門性を最も発揮しうる領域です。標榜可能化は同時に、社会から我々耳鼻咽喉科医に向けられる期待と責任が一段と高まることを意味します。

本会では、こうした流れに先んじて、令和 7 年 12 月 1 日より「**日本口腔・咽頭科学会認定耳鼻咽喉科睡眠認定医制度**」を施行いたしました。本制度は、耳鼻咽喉科領域における睡眠障害、とりわけ睡眠関連呼吸障害の専門的診療に資する医師を育成・認定することにより、睡眠医療の質の向上、患者からの信頼性の確保、ならびに耳鼻咽喉科診療における睡眠障害治療の社会的認知の促進を目的とするものです。令和 7 年度・8 年度は移行措置期間として筆記試験を免除し、書類審査および口頭試問により認定を行います。

つきましては、耳鼻咽喉科・頭頸部外科専門医として睡眠医療に従事されている先生方、

ならびに今後この領域に研鑽を積もうとされる若手・中堅の先生方に、ぜひ本会へのご入会と認定医制度へのご参画をお願い申し上げます。本制度を通じて研鑽を重ねていただくことが、先生ご自身の診療の質の担保、地域における睡眠医療の充実、そして耳鼻咽喉科という診療科全体の発展へと直結するものと確信しております。

「睡眠障害」が標榜可能となるこの節目を、耳鼻咽喉科睡眠医療の新たな出発点とすべく、会員諸氏とともに本制度を育ててまいりたいと存じます。何卒、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年5月26日

日本口腔・咽頭科学会

理事長 原 浩貴